

柔道整復療養費の令和8年度改定の 基本的な考え方(案)について(その2)

I . 令和 7 年度柔道整復施術所経営実態調査

I . 令和 7 年度柔道整復施術所経営実態調査

1 . 調査の概要

○令和 7 年度柔道整復施術所経営実態調査

令和 7 年11月～12月に、柔道整復療養費施術所の経営実態（費用の動向、賃上げの状況等）に関し調査を行った。

調査の概要

調査対象	柔道整復施術所 約 19,000 施術所 ※主な柔道整復師団体に所属している施術所が対象	
調査内容	設置者（個人・法人）	費用の動向（収益・費用・差額等）
	受領委任の形態（協定・契約）	賃上げの状況（平均月例賃金・平均賃上げ額等）等
	自費施術の実施状況	
調査方法	回答専用サイトによるWEB調査	

【回答状況】

- ・ 回答：2,356施術所（有効回答率：12.4%）

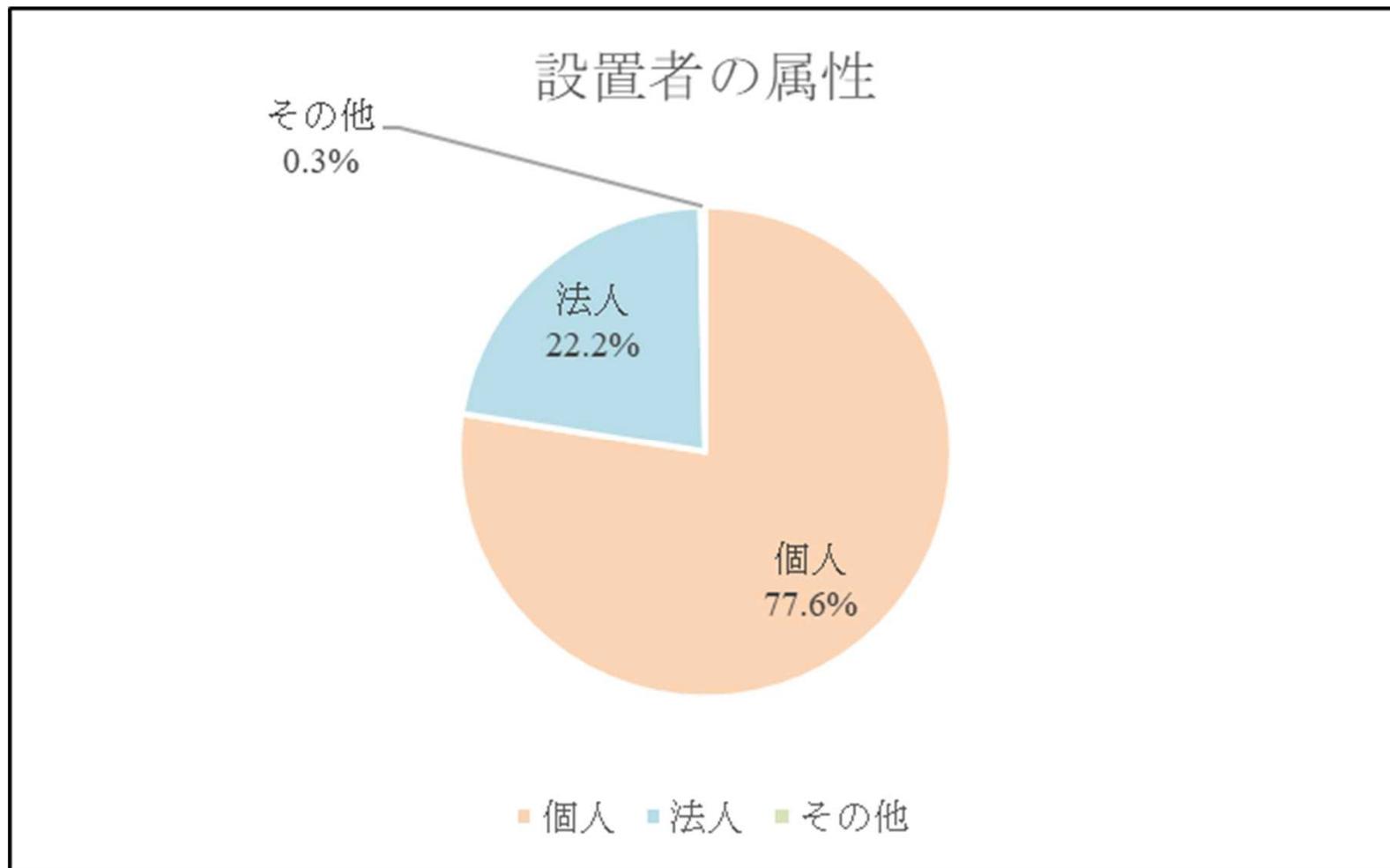
（参考）令和6年度改定での対応

- ・ 光熱水費の高騰等を踏まえ、電療料について1回当たり3円増額し、「1回につき33円加算」に改定。
- ・ 施術所職員の賃上げ、医療DXへの対応を踏まえ、初検料について1回当たり30円増額し、「1回につき1,550円」に改定。

I .令和 7 年度柔道整復施術所経営実態調査

1 . 設置者の属性

○設置者の属性については、8割弱が個人経営、2割強が法人経営となっている。



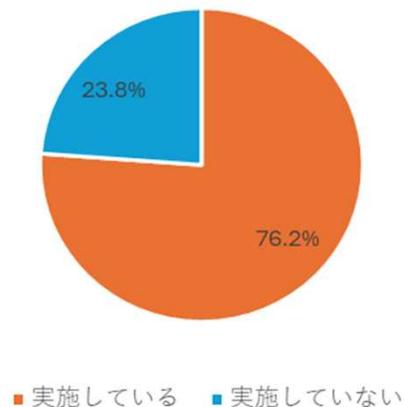
回答：2,356施術所

I . 令和 7 年度柔道整復施術所経営実態調査

2 . 医療保険外施術の実施状況

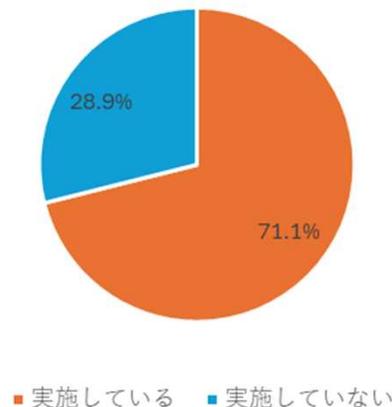
○医療保険外施術の実施状況については、76.2%が実施、23.8%が非実施となっている。また、個人よりも法人の方が実施している割合が高い。

医療保険外施術の有無（全体）



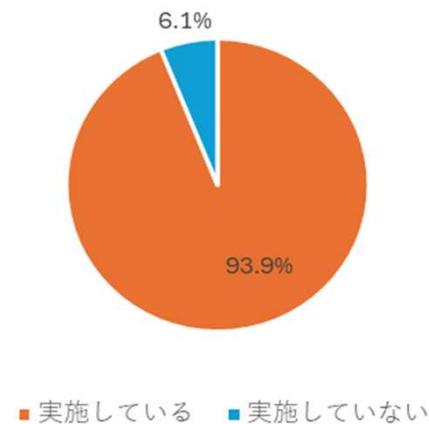
回答：2,349施術所

医療保険外施術の有無（個人）



回答：1,825施術所

医療保険外施術の有無（法人）



回答：522施術所

I . 令和 7 年度柔道整復施術所経営実態調査

3 . 平均従業員数

○設置形態別の平均従業員数については法人の方が多くなっている。

(単位：人)

	個人平均	法人平均
柔整師（常勤）	1.07	2.4
柔整師（非常勤）	0.29	0.7
その他職員（常勤）	0.58	0.97
その他職員（非常勤）	0.45	0.64

回答：個人1,828施術所
法人 522施術所

I . 令和 7 年度柔道整復施術所経営実態調査

4 . 年度別の損益率（1）

○年度別の損益率の状況については、令和5年度の平均値が30.4%、中央値が37.8%。令和6年度の平均値が29.0%、中央値が38.7%となっている。

年度別の損益率の状況

		令和5年度	令和6年度	R5回答 施設数	R6回答 施設数
全体	損益率（平均値）	30.4%	29.0%	1282	1318
	損益率（中央値）	37.8%	38.7%		
個人	損益率（平均値）	35.7%	33.1%	942	979
	損益率（中央値）	40.4%	38.2%		
法人	損益率（平均値）	23.8%	24.0%	340	339
	損益率（中央値）	34.5%	38.7%		

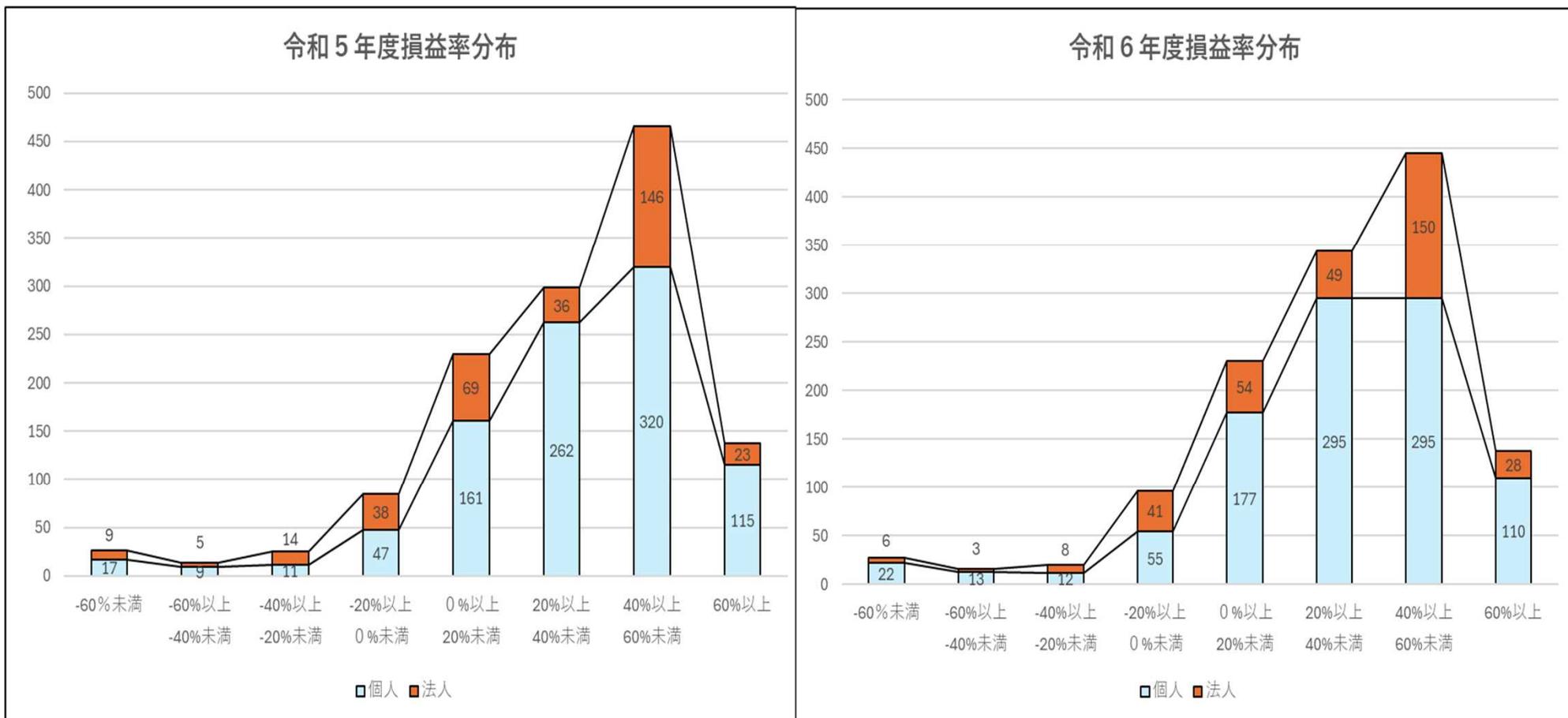
※損益率は（個人・法人収益－個人・法人費用）／（個人・法人収益）により算出
 ※各年度において「収益」及び「費用」を回答した施術所を集計

I. 令和7年度柔道整復施術所経営実態調査

4. 年度別の損益率（2）

○年度別の損益率の分布については、令和5年度、令和6年度ともに40%～60%の分布が多くなっている。

年度別の損益率の分布



※損益率は（個人・法人収益 - 個人・法人費用） / （個人・法人収益）により算出
 ※各年度において「収益」及び「費用」を回答した施術所を集計

回答：R5 1,282施術所
 R6 1,318施術所

I . 令和 7 年度柔道整復施術所経営実態調査

5 . 施術所ごとの平均収益・平均費用・損益差額

○平均額ベースの損益差額の増減については、個人施術所は減、法人施術所は増、全体としては減となっている。

○ 1 施術所あたりの平均収益・平均費用・損益差額 (金額の単位：円)

(全体)

	令和 5 年	令和 6 年	増減率	回答数
I 収益	12,163,843	12,045,759	-1.0%	1,205
II 費用	8,551,794	8,614,778	0.7%	
III 損益差額	3,612,049	3,430,981	-5.0%	—

(個人)

	令和 5 年	令和 6 年	増減率	回答数
I 収益	9,011,532	8,759,855	-2.8%	895
II 費用	5,972,971	5,984,846	0.2%	
III 損益差額	3,038,561	2,775,010	-8.7%	—

(法人)

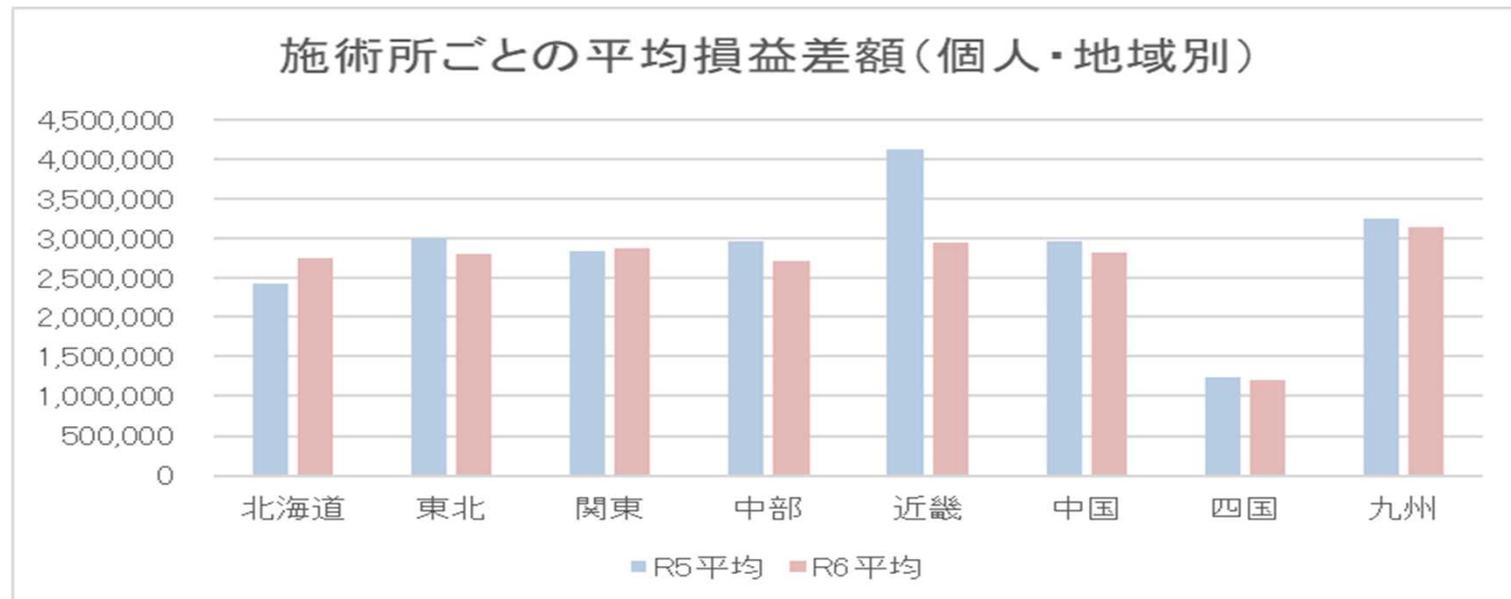
	令和 5 年	令和 6 年	増減率	回答数
I 収益	20,956,631	21,232,473	1.3%	307
II 費用	16,008,320	16,203,269	1.2%	
III 損益差額	4,948,310	5,029,204	1.6%	—

※平均収益、平均費用ともに「全体の総計／回答数」により算出

I. 令和7年度柔道整復施術所経営実態調査

5. 施術所ごとの平均損益差額①（個人・地域別）

○ 1 施術所あたりの平均損益差額（個人・地域別）



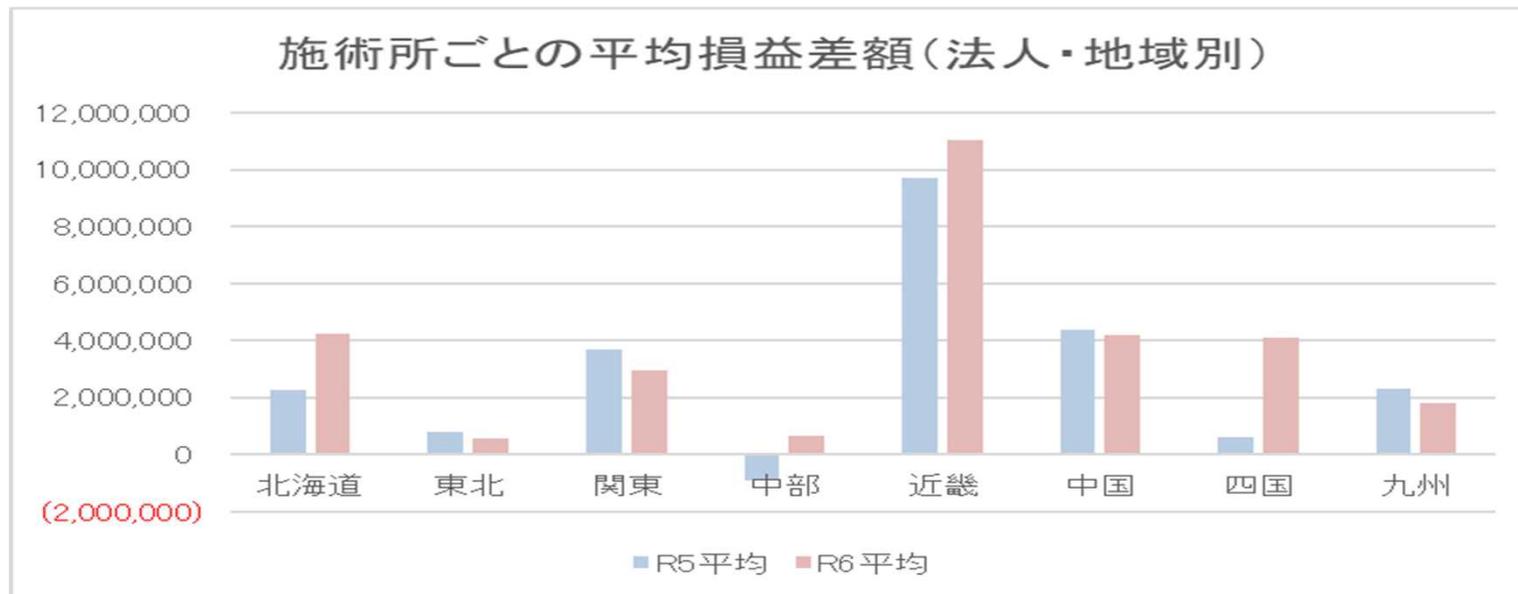
	R5平均	R6平均	収益回答数	費用回答数
北海道	2,439,698	2,750,162	37	35
東北	2,997,043	2,807,556	56	52
関東	2,840,513	2,878,598	334	328
中部	2,970,561	2,729,112	206	188
近畿	4,133,906	2,947,545	222	213
中国	2,961,565	2,823,379	48	47
四国	1,237,983	1,212,393	9	8
九州	3,258,386	3,149,035	71	70

※平均損益差額は「施術所ごとの平均収益－施術所ごとの平均費用」により算出

I. 令和7年度柔道整復施術所経営実態調査

5. 施術所ごとの平均損益差額②（法人・地域別）

○ 1 施術所あたりの平均損益差額（法人・地域別）



	R5平均	R6平均	収益回答数	費用回答数
北海道	2,273,701	4,217,288	11	8
東北	808,303	553,547	24	22
関東	3,697,343	2,968,020	150	146
中部	(875,550)	657,929	20	18
近畿	9,715,686	11,053,954	93	92
中国	4,356,393	4,178,973	17	16
四国	609,274	4,106,094	1	1
九州	2,293,382	1,794,434	36	33

※平均損益差額は「施術所ごとの平均収益－施術所ごとの平均費用」により算出

I . 令和 7 年度柔道整復施術所経営実態調査

6 . 収益・費用動向

○収益各項目の増減率については、全体収益が微減となっており、内訳としては医療保険分が減、自費施術料分が増となっている。

○費用各項目の増減率については、設備費、光熱水費等に増加が見られる。

収益各項目の増減率

増減率：%	増減率
	R 5 → 6 年度
全体収益	-1.4%
医療保険	-5.8%
自費施術料	5.9%
その他収益	-2.9%

回答：1,366施術所

※「その他の収益」は労災保険、自賠責等を含む

費用各項目の増減率

増減率：%	増減率
	R 5 → 6 年度
全体費用	0.4%
給与	-0.3%
材料	-3.8%
委託費	0.5%
減価償却	-5.3%
建物	-2.7%
治療機器	-6.6%
設備費	5.9%
設備機器賃借	1.0%
施術所等賃借	-2.4%
その他運用費	0.5%
光熱水費	1.3%
通信費	-1.8%

回答：1,281施術所

※ベースとなる各項目の数値は細目の合計と必ずしも一致しない

I . 令和 7 年度柔道整復施術所経営実態調査

7 . 収益・費用の平均額①（全体）

○収益・費用の平均額

（金額の単位：円）

（全体・収益）

	令和5年		令和6年	
	回答数	平均金額	回答数	平均金額
収益全体	1344	11,926,823	1379	11,629,300
医療保険	891	9,389,400	919	8,726,049
自費施術料	650	5,354,778	678	5,474,626
その他の収益	656	1,804,769	673	1,755,021

（全体・費用）

	令和5年		令和6年	
	回答数	平均金額	回答数	平均金額
費用全体	1285	8,371,719	1324	8,279,724
給与費	669	6,595,947	682	6,506,284
施術材料費・消耗器具備 品費・消耗品	791	1,000,797	810	959,336
委託費	218	743,810	223	782,395
減価償却費	600	956,619	614	889,609
設備関係費	662	1,943,479	679	2,034,395
その他の施術所運営費用	899	1,613,825	871	1,731,018

※「平均金額」は各項目に回答があった施術所の金額の平均値

I. 令和7年度柔道整復施術所経営実態調査

7. 収益・費用の平均額②（法人・個人）

○収益・費用の平均額

（個人・収益）

	令和5年		令和6年	
	回答数	平均金額	回答数	平均金額
収益全体	992	9,035,990	1025	8,626,834
医療保険	684	9,806,355	710	6,399,312
自費施術料	459	2,650,591	482	2,655,478
その他の収益	480	1,354,527	491	1,346,690

（法人・収益）

	令和5年		令和6年	
	回答数	平均金額	回答数	平均金額
収益全体	355	19,781,114	353	20,040,511
医療保険	210	16,603,371	208	16,421,765
自費施術料	194	11,527,867	195	12,163,364
その他の収益	177	2,965,838	181	2,817,153

（個人・費用）

	令和5年		令和6年	
	回答数	平均金額	回答数	平均金額
費用全体	946	5,900,630	984	5,823,013
給与費	477	3,387,783	489	3,265,822
施術材料費・消耗器具 備品費・消耗品	582	760,891	601	763,480
委託費	113	563,893	123	600,236
減価償却費	483	848,193	495	805,729
設備関係費	463	1,350,848	480	1,343,738
その他の施術所運営 費用	639	1,537,575	658	1,593,139

（法人・費用）

	令和5年		令和6年	
	回答数	平均金額	回答数	平均金額
費用全体	343	15,282,096	339	15,401,207
給与費	194	14,576,037	192	14,428,640
施術材料費・消耗器具 備品費・消耗品	213	1,649,727	208	1,385,628
委託費	107	928,838	99	966,112
減価償却費	121	1,382,250	118	1,206,643
設備関係費	203	3,309,467	198	3,693,735
その他の施術所運営 費用	264	1,843,411	212	2,162,409

※「平均金額」は各項目に回答のあった施術所の金額の平均値

I . 令和 7 年度柔道整復施術所経営実態調査

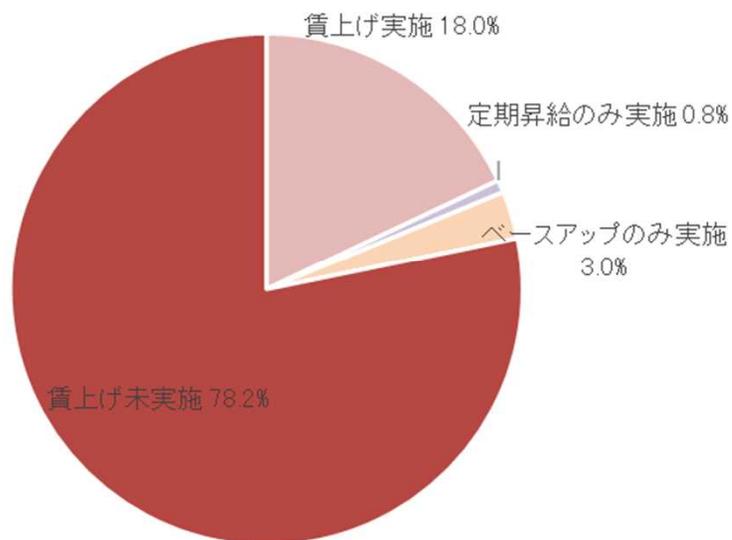
8 . 賃上げの実施状況①

○賃上げの実施状況については、7割以上の施術所が未実施となっている

※従業員に給与を支払っている施術所が回答対象。

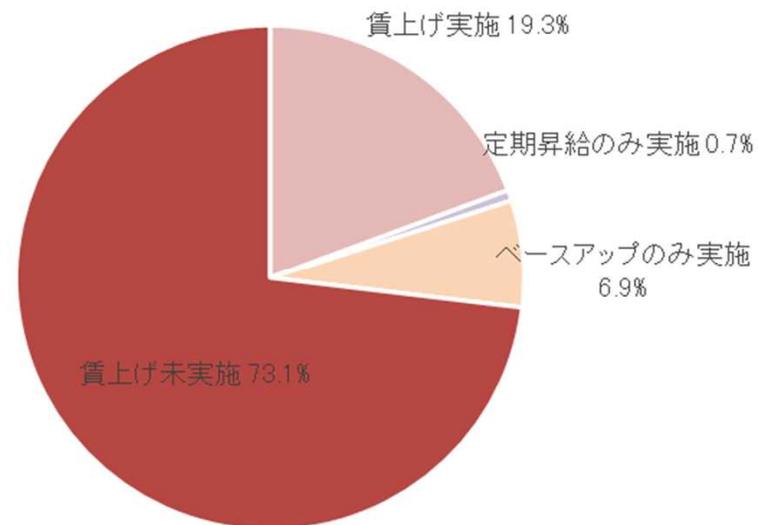
※「賃上げ実施 = 定期昇給及びベースアップの両者を実施した場合」と定義したが、必ずしも正確な回答となっていない可能性がある

令和5年賃上げ実施状況



回答：1,263施術所

令和6年賃上げ実施状況



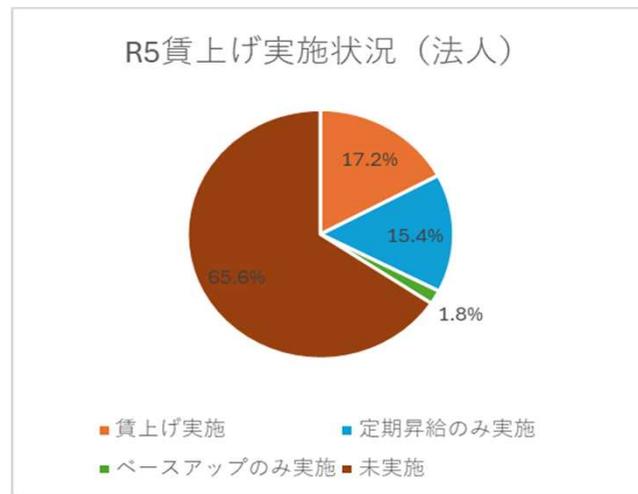
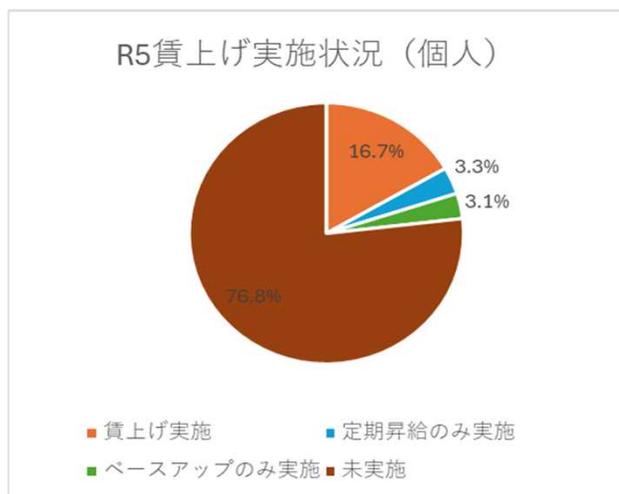
回答：1,294施術所

I. 令和7年度柔道整復施術所経営実態調査

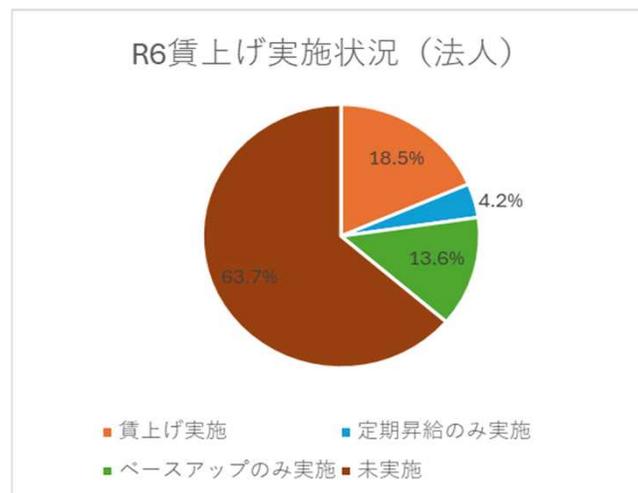
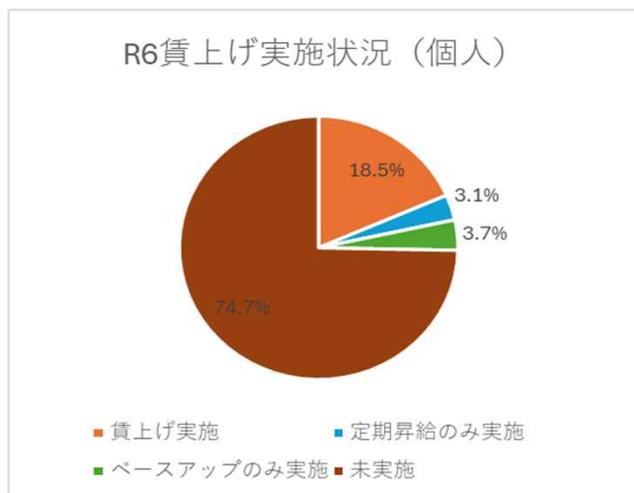
8. 賃上げの実施状況②（設置形態別）

○設置形態別の賃上げの実施状況については、法人の実施割合が高くなっている。

○令和5年度



○令和6年度



I. 令和7年度柔道整復施術所経営実態調査

9. 常勤職員の平均月例賃金額

○令和5年度 (柔道整復師)

属性	回答数	平均
全体	140	¥253,501
個人	76	¥208,520
法人	63	¥294,485

(その他職員)

属性	回答数	平均
全体	182	¥187,484
個人	127	¥179,564
法人	54	¥203,841

○令和6年度 (柔道整復師)

属性	回答数	平均
全体	157	¥267,247
個人	85	¥243,842
法人	71	¥295,652

(その他職員)

属性	回答数	平均
全体	200	¥174,356
個人	138	¥162,875
法人	61	¥201,221

※「常勤職員」とは、原則として各施術所で作成する就業規則において定められた勤務時間の全てを勤務する者を指し、柔道整復師のみならず、事務職員等も含む。

Ⅱ . 明細書の交付について



Ⅱ. 明細書の交付について

1. 関係通知 (1)

柔道整復師の施術に係る療養費について (平22.5.24 保医発0524 3) 抄

2 領収証及び明細書の交付について

(1) 略

(2) 明細書の交付について

① 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所

ア 明細書の無償交付

令和6年10月1日以降の施術分から、明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、患者から柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付しなければならないこと。

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。

また、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるとともに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書（施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの）である必要があること。

なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるとともに交付する場合は別紙様式2又は別紙様式3を標準とし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式4を標準とするものである。

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付されたものとして取り扱うものとする。

ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、明細書を交付する旨を施術所内に掲示する等により明示するとともに、会計窓口「明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。」と掲示すること等を通じて、患者の意向を的確に確認できるようにすること。施術所内の掲示は別紙様式5を参考とすること。

②～③略

受領委任協定 (通知) 抄

(領収証及び明細書の交付)

20 丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。

また、明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、丁は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

受領委任取扱規程 (通知) 抄

(領収証及び明細書の交付)

20 施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。

また、明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、施術管理者は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。18

Ⅱ. 明細書の交付について

1. 関係通知（2）

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準（通知）抄

9. 患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、令和6年10月1日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月1回に限り、10円を算定する。

柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項（通知）抄

9) 明細書発行体制加算

ア 明細書発行体制加算は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で患者に交付した場合に、令和6年10月1日以降の施術分から、算定できるものであること。

イ 明細書発行体制加算は、同月内においては1回のみ算定できること。なお、患者の求めに応じて明細書を1ヶ月単位で交付する場合は、一部負担金の支払いを受けた当該月又は翌月に明細書を交付することになるが、ある月に複数月分の明細書を1ヶ月単位で交付した場合であっても、明細書発行体制加算は同月内においては1回のみ算定に限ること。

ウ 「柔道整復師の施術に係る療養費について（平成22年5月24日付け保発0524第2号）」別添1別紙の20又は別添2の20において明細書の無償交付が義務化されている施術所以外の施術所（以下「明細書交付義務化対象外施術所」という。）であって、明細書を有償で交付する施術所は、速やかに、レセプトコンピュータ設置の有無及び当該レセプトコンピュータの明細書交付機能の有無並びに明細書を有償で交付する施術所である旨等について、別紙様式3の1Ⅱ（明細書有償交付の実施に関する届出）により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。

なお、当該届出を行った明細書交付義務化対象外施術所が、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書の無償交付を開始するときは、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、その旨を別紙様式3の1Ⅲ（明細書無償交付の実施（変更）等に関する届出）により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。

エ 厚生労働省においては、ウの別紙様式3の1Ⅱの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を有償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

なお、ウの別紙様式3の1Ⅲの届出に基づき、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書の無償交付を開始するときは、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに厚生労働省のホームページから当該施術所名等を削除する。

Ⅱ. 明細書の交付について

2. 明細書交付に係る届出の要否等

施術所区分	地方厚生（支）局 への届出要否	加算請求 の可否	院内掲示	厚労省HP 掲載	備考
①義務化対象 施術所	① 義務化対象のため明細書を無償交付する施術所 →届出不要	請求可	明細書は無償で 交付する旨	なし	
	② 義務化対象外施術所であるが、 明細書を無償交付する施術所 →届出不要				
②義務化対象外 施術所 (上記以外)	②-2 上記「②」の義務化対象外 施術所が、明細書の無償交付を 取りやめる場合 →届出必要（「有償交付実施」 の欄にチェック）	請求不可	患者から明細書発行 を求められた場合の 費用徴収の有無及び 明細書を有償で交付 する場合の料金	あり ※「明細書有償交付 の実実施術所につい て」に掲載	○上記届出を行わず、明細書を有 償交付した施術所（無償交付しな かった施術所）は、協定又は取扱 規程違反となる
	③ 義務化対象外施術所が、明細 書を無償交付しない（有償交付 を行う）場合 →届出必要（「有償交付実施」 の欄にチェック）				
	④上記「②-2」又は「③」に より明細書を無償交付してい ない義務化対象外施術所が、新 たに明細書の無償交付を開始す る場合 →届出必要（「無償交付実施 （変更）」の欄にチェック）	請求可	明細書は無償で 交付する旨	なし ※「明細書有償交付 の実実施術所につい て」から削除	○明細書の無償交付を開始する月 の前月末日までに届出し、届出の 翌月の施術分から加算請求が可能

Ⅱ. 明細書の交付について

3. 明細書様式①

(別紙様式2)

明細書

様

保 険 分	<初検料・再検料等>	
	初検料	円
	初検時相談支援料	円
	再検料	円
	<施術情報提供料>	円
	<往療料>	円
	<施術料等>	円
	整復・固定・施療料	円
	後療料	円
	温罨法料	円
	冷罨法料	円
	電療料	円
	金属副子等加算	円
	柔道整復運動後療料	円
	<明細書発行体制加算>	円
	<その他>	円
	計	円
	① 一部負担金	円
② 保 険 外	円	
合計金額 (①+②)	円	

(負傷力所)
力所

令和 年 月 日

住 所
氏 名

(別紙様式3)

領収証兼明細書

様

保 険 分	<初検料・再検料等>	
	初検料	円
	初検時相談支援料	円
	再検料	円
	<施術情報提供料>	円
	<往療料>	円
	<施術料等>	円
	整復・固定・施療料	円
	後療料	円
	温罨法料	円
	冷罨法料	円
	電療料	円
	金属副子等加算	円
	柔道整復運動後療料	円
	<明細書発行体制加算>	円
	<その他>	円
	計	円
	① 一部負担金	円
② 保 険 外	円	
合計金額 (①+②)	円	

(負傷力所)
力所

令和 年 月 日

住 所
氏 名

Ⅱ. 明細書の交付について

3. 明細書様式②（月1回交付）

（別紙様式4）

領収証兼明細書
（令和 年 月分）

様

（ 枚中 枚目）

施術日	令和 年 月 日				
負傷カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
<初検料・再検料等>					
初検料	円	円	円	円	円
初検時相談支援料	円	円	円	円	円
再検料	円	円	円	円	円
<施術情報提供料>	円	円	円	円	円
<往療料>	円	円	円	円	円
<施術料等>					
整復・固定・施療料	円	円	円	円	円
後療料	円	円	円	円	円
温電法料	円	円	円	円	円
冷電法料	円	円	円	円	円
電療料	円	円	円	円	円
金属副子等加算	円	円	円	円	円
柔道整復運動後療料	円	円	円	円	円
<明細書発行体制加算>					
<その他>	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円
① 一部負担金	円	円	円	円	円
② 保険外	円	円	円	円	円
合計金額（①+②）	円	円	円	円	円

発行日 令和 年 月 日

住所

氏名

Ⅱ. 明細書の交付について

4. 医科の取扱い

医科診療報酬点数表 抄

区分

A001 再診料

11 個別の費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書の発行等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（診療所に限る。）を受診した患者については、明細書発行体制等加算として、1点を所定点数に加算する。

※初診料には当該加算はない

診療明細書(記載例)

入院外		保険		患者番号	氏名	〇〇 〇〇 様	受診日	YYYY/MM/DD	
受診科									
部	項目名	点数	回数						
基本料	* 外来診療料	〇〇	〇						
在宅	* 在宅自己注射指導管理料(月28回以上)	〇〇〇	〇						
	* 血糖自己測定器加算(月120回以上)(1型糖尿病の患者に限る)	〇〇〇〇	〇						
処方	* 処方箋料(その他)	〇〇	〇						
検査	* 生化学的検査(1)判断料	〇〇〇	〇						
	* 血液学的検査判断料	〇〇〇	〇						
	* B-V	〇〇	〇						
	* 検体検査管理加算(1)	〇〇	〇						
	* 血中微生物	〇〇	〇						
	* 生化学的検査(1)(10項目以上)	〇〇〇	〇						
	ALP								
	LAP								
	γ-GTP								
	CK								
ChE									
Amy									
TP									
Alb									
BIL/総									
BIL/直									
画像診断	* 胸部 単純撮影(デジタル撮影) 画像記録用フィルム(半切) 1枚	〇〇〇	〇						

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

Ⅱ. 明細書の交付について

5. 療養費支給申請書の記載

○療養費支給申請書においては、「負傷名」及び「負傷の原因（3部位以上の場合）」を記載することとなっている。

(様式第5号)
柔道整復施術療養費支給申請書
令和 年 月 分

都道府県番号		施術機関コード	
保険者番号			
記号・番号			
公費負担者番号	公費負担医療の受給者番号①	1.協	2.組
公費負担者番号②	公費負担医療の受給者番号②	3.共	4.国
被保険者氏名 世帯主・組合員の受給者 住所		5.退	6.後期
氏名		7.単独	8.高一
住所		9.併	10.9
療養を受けた者の氏名		11.本人	12.六歳
生年月日	性別	13.家族	14.高7
1男	1男	15.併	16.併
2女	2女	17.併	18.併
負傷名		19.併	20.併
(1)		21.併	22.併
(2)		23.併	24.併
(3)		25.併	26.併
(4)		27.併	28.併
(5)		29.併	30.併
負傷年月日		31.併	32.併
初検年月日		33.併	34.併
施術開始年月日		35.併	36.併
施術終了年月日		37.併	38.併
経過		39.併	40.併
請求区分		41.併	42.併
新規・継続		43.併	44.併
施術日		45.併	46.併
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31		47.併	48.併
初検料		49.併	50.併
円		51.併	52.併
初検時相談支援料		53.併	54.併
円		55.併	56.併
往療料		57.併	58.併
km		59.併	60.併
回		61.併	62.併
円		63.併	64.併
金属刷子等		65.併	66.併
加算		67.併	68.併
円		69.併	70.併
施術情報提供料		71.併	72.併
円		73.併	74.併
明細書発行体制加算		75.併	76.併
円		77.併	78.併
計		79.併	80.併
円		81.併	82.併
加算(休日・深夜・時間外)		83.併	84.併
円		85.併	86.併
再検料		87.併	88.併
円		89.併	90.併
加算(夜間・難路・暴風雨雪)		91.併	92.併
円		93.併	94.併
柔道整復運動後療料		95.併	96.併
円		97.併	98.併
整復料・固定料・施療料		99.併	100.併
(1) 円 (2) 円 (3) 円 (4) 円 (5) 円		101.併	102.併
計		103.併	104.併
円		105.併	106.併
部位		107.併	108.併
通減%		109.併	110.併
通減開始日		111.併	112.併
後療料		113.併	114.併
円		115.併	116.併
冷電法料		117.併	118.併
回		119.併	120.併
円		121.併	122.併
温電法料		123.併	124.併
回		125.併	126.併
円		127.併	128.併
電療料		129.併	130.併
回		131.併	132.併
円		133.併	134.併
計		135.併	136.併
円		137.併	138.併
多部位		139.併	140.併
計		141.併	142.併
円		143.併	144.併
長期		145.併	146.併
回数		147.併	148.併
計		149.併	150.併
円		151.併	152.併
(1)		153.併	154.併
100		155.併	156.併
(2)		157.併	158.併
100		159.併	160.併
(3)		161.併	162.併
60		163.併	164.併
(4)		165.併	166.併
100		167.併	168.併
(5)		169.併	170.併
60		171.併	172.併
(6)		173.併	174.併
100		175.併	176.併
(7)		177.併	178.併
60		179.併	180.併
(8)		181.併	182.併
100		183.併	184.併

(記載例)
・腰部捻挫
・右足関節捻挫
・左大腿部挫傷
等

(記載例)
・○月○日、自宅で重い荷物を持ち上げた際、急に腰を捻り負傷
・○月○日、歩行中、石に躓いて足を踏ん張り、右足関節を捻り負傷 等

【明細書の交付について】

・明細書の対象拡大については10年ぐらい議論してきた。やっと最終形に近いところまで来ていると思っており、レセコンを持っている施術所の方は、95%ぐらいが発行していただくようになったということで、来るところまで来たという感じもするが、毎回出していただくということについては、まだ半分ぐらいにしか及んでいない。施術者の方から言わせれば、月に1回の算定で、毎回出せというのは虫がよ過ぎるだろうという意見もあるかと思うが、保険者としては患者の求めによらずに毎回出していただくということは言っていたきたい。加算のつけ方も同時に議論することになるかと思うが、そこを併せてどういう発行の仕方をするのかということも大いに議論していきたい。

・現状、日本柔道整復師会の会員を見ると、柔整師1人で仕事をしている施術所が非常に多くある。その中で、明細書を毎回発行するとすると、一定の手間がかかり、レセコンを使用していてもその手間に関しては非常にかかってしまう。患者さんの施術、受付、会計をワンオペでやっていると非常に困難なことがあるので、現行、発行体制加算は月に1回となっているが、毎回発行ということであれば、医科と同様に毎回算定できるような方法をぜひ考慮していただきたい。

・明細書に関して負傷名の記載というお話があったが、負傷名の記載は医科の明細書にも記載されていないことを含めて、不要だと考えている。医師の診断を仰がなければ決定できない負傷名もあり、一律の対応ができない明細書の項目は、当日の窓口での対応が困難。療養費申請書が受理され、支給決定されたものは確定したのものとして負傷名記載対応は可能である。そういったところも整理していかねければいけないのではないかと。

・負傷名の記載について、もしかしたら、法的にまずいのではないかと思う。明細書が毎日発行になり、毎回そこに負傷名を載せるとなると、我々が診断していることになるのではないかと。現状、患者さんにお渡しする書類として負傷名に触れるものは、我々が発行する施術証明書とか、ごく僅かなものだが、毎日明細書を出すとなると、毎日負傷名を書くので、それは著しく診断行為に近づくことにならないかと懸念している。

・加入者の声として、お客様が施術所に行ったときに明細書がもらえなかったといった声は我々のところにも実際に届いている。そうしたところが不透明さにつながるのではないかという意見があった。

3

Ⅲ. 部位転がし、初検料及び再検料の在り方

Ⅲ. 部位転がし、初検料及び再検料の在り方

1. 柔道整復療養費の運用状況、業務処理状況及び審査内容等に関する調査

○令和7年12月から令和8年1月にかけて、柔道整復療養費の運用状況、業務処理状況及び審査内容等に関する調査を実施。この中で、「部位転がし」の定義等についても調査した。

調査の概要

調査対象	健保組合、協会けんぽ、国保保険者、後期広域連合、国保連
調査内容	(1) 柔道整復療養費の運用状況と業務処理状況等 ・各事務局職員の事務等について ・国保における支給決定について ・施術所管理について 等 (2) 柔道整復療養費審査委員会等の審査内容等 ・柔道整復療養費審査委員会について ・面接確認委員会について ・保険者等における審査方法について ・ <u>部位転がし疑いについて</u> ・患者調査及び施術所照会について 等
調査方法	調査票をメール送付
回答期限	令和8年1月29日

「部位転がし疑い」の抽出条件（健保組合分）①

○健保組合において「部位転がし疑い」の審査を行うための抽出条件については主に次の4類型に分けられる

①受療期間に着目するもの、②新規の負傷（部位）に着目するもの、③初検料に着目するもの、④その他

※回答：43組合、原則として令和7年9月審査分の療養費支給申請書が対象

【抽出条件を設定しているもの】

①（通算での）受療期間に着目するもの

項番	抽出条件	組合数	抽出件数
1	同一施術所に5ヶ月以上連続受療	3	260
6	多部位、長期等の各条件で抽出後、その中から部位転がし疑義があるもの	1	12
8	1年以上続けて同じ施術所で受療し、その間未受療の期間が全くなく、負傷、治癒を繰り返す	1	4
10	初検から4ヶ月継続で施術を受ける。それ以降6ヶ月継続で施術を受ける	1	3
12	毎月何かしら申請書が届く	1	1
13	毎月申請があり、部位が治癒表示になっていても翌月違う部位で申請	1	1
14	同一施術所に6ヶ月以上連続受療	1	1
	小計	9	282

②新規の負傷（部位）に着目するもの

項番	抽出条件	組合数	抽出件数
2	初検2部位から3部位へ追加請求	6	134
3	治癒を新規負傷を繰り返す	1	62
6	多部位、長期等の各条件で抽出後、その中から部位転がし疑義があるもの（再掲）	1	12
7	過去1年以上で6回以上部位が変更されている	1	7
13	毎月申請があり、部位が治癒表示になっていても翌月違う部位で申請（再掲）	1	1
15	3ヶ月毎に部位が変わる	1	0
	小計	11	216

「部位転がし疑い」の抽出条件（健保組合分）②

○健保組合において「部位転がし疑い」の審査を行うための抽出条件については主に次の4類型に分けられる

①受療期間に着目するもの、②新規の負傷（部位）に着目するもの、③初検料に着目するもの、④その他

※回答：43組合、原則として令和7年9月審査分の療養費支給申請書が対象

③初検料に着目するもの

項番	抽出条件	組合数	抽出件数
5	同一月内に初検料を2回以上算定	1	27
9	当月が初検で過去5ヶ月で初検がある	1	4
11	初検の多い受療者	1	2
	小計	3	33

④その他

項番	抽出条件	組合数	抽出件数
4	縦覧点検にて把握	2	46

合計：23組合 564件

【抽出条件を設定していないもの】

・明確な抽出条件はないが、個別判断で対応

20組合 抽出件数 11件

「部位転がし疑い」抽出後の対応（健保組合分）

○健保組合において「部位転がし疑い」を抽出した後の対応は以下のとおり。

【抽出条件あり（23組合）】

支給		337
返戻	(該当条件)	
	2.初検2部位から3部位へ追加請求	12
	3.治癒と新規負傷を繰り返す	12
	4.縦覧点検にて把握	1
	不支給	
患者照会中	(該当条件)	
	1. 同一施術所に5ヶ月以上連続受療	189
	7. 過去1年以上で6回以上部位が変更されている	5
	9. 当月が初検で過去5ヶ月で初検がある	4
	8. 1年以上続けて同じ施術所で受療し、その間未受療の期間が全くなく、負傷、治癒を繰り返す	1
合計		566

※「不支給」のうち2件は過去分の申請書を含む

【抽出条件なし（20組合）】

- ・ 不支給： **1件**
- ・ 患者照会中： **4件**
- ・ 医科併給等の別の理由で不支給： **6件**

対応に至った主な理由

【支給】

- ・ 患者照会に基づき支給
- ・ 不支給にする確証がないため支給
- ・ 照会文書を送るも、部位転がしであると証明できる回答は得られないため支給

【返戻】

- ・ 患者照会に基づき返戻
- ・ 申請書や患者照会に基づき、慢性疾患であったり、負傷していないことが確認できたため返戻
- ・ 過去の請求分も含めて、不自然な請求（3ヶ月で治癒、翌月部位を変えて受療）が多いため返戻

【不支給】

- ・ 医師照会を経て、常務理事等同席のもと担当者が被保険者と面談をして説明し、審査会にも相談のうえ不支給
- ・ 治療後、部位を変更して申請があったが、外傷性が見られないため不支給（患者照会でこの部位に外傷があったという回答はなし）

「部位転がし疑い」の申請内容の例（健保組合分）

【1. 同月内に負傷と治癒を繰り返す】

- ・毎月月初めに負傷し、月末に治癒。この繰り返し
- ・負傷し、当月中に治癒。次月また新たに負傷し当月中に治癒を繰り返す

【2. 約3ヶ月ごとに部位を変更】

- ・3ヶ月毎部位が変わり、長期療養で申請がある
- ・3ヶ月毎に施術部位が変わるが、4年以上も連続して毎月通院
- ・2～3カ所の負傷名を3～6ヶ月毎に変えて新規・継続治療・治療を繰り返す
- ・2部位を3ヶ月受領後に治癒し、翌月から新たな2部位を3ヶ月受療。これを繰り返す

【3. 複数部位をローテーション】

- ・負傷2部位。4ヶ月目に1部位は治癒するが新たに別部位での負傷の申請を繰り返す
- ・負傷2部位。4ヶ月目に2部位とも治癒。翌月に新たな負傷2部位での申請を繰り返す
- ・負傷2部位。2部位ともに3ヶ月、4ヶ月、5ヶ月目と治癒までの期間が変わるが翌月に新たな負傷2部位での申請を繰り返す
- ・3部位を受療、各々部位を月単位で変えて治癒、負傷の繰り返し
- ・右膝関節捻挫、右大腿部挫傷から左背部挫傷、左上腕部挫傷へ変更
- ・頸部捻挫、左肩関節捻挫から左膝関節捻挫、左大腿部挫傷へ変更
- ・R7.1月、2月腰部捻挫、左臀部挫傷（月3日間～4日間受療）→R7.3月、4月、5月、6月頸部捻挫、右上腕部挫傷（月2日間～4日間受療）→R7.7月頸部捻挫、右上腕部挫傷、腰部捻挫→R7.8月腰部捻挫、左肩関節捻挫→R7.9月、10月 腰部捻挫、左肩関節捻挫（月3日間～4日間受療）
- ・右膝右股関節捻挫R6.10.1～R7.2.22同時治癒 頸部腰部捻挫R7.3.4～R7.6.3同時治癒 右膝右股関節捻挫R7.6.10～
- ・腰部捻挫背部挫傷R6.7.2～9.30同時治癒 右下腿挫傷R6.10.7～16中止 腰部捻挫R6.11.6～R7.1.20治癒 左足関節捻挫R7.2.3～R7.4.7治癒 腰部捻挫R7.4.21～
- ・R7.5～毎月受診。負傷部位…R7.5～R7.6左足関節捻挫・左趾関節捻挫。R7.7左趾関節捻挫・左下腿部挫傷・右足底部挫傷。R7.8左下腿部挫傷・左大腿部挫傷。R7.9左下腿部挫傷・左大腿部挫傷・右足関節捻挫
- ・R7.5月施術 初検R7.4.3、R7.5.16の2部位→R7.6月施術 初検R7.5.16継続→ R7.7月施術 初検R7.5.16 初検R7.7.7新規部位
上記のように毎月施術通い、数ヶ月おきに負傷し新規部位が追加され、それを年単位で繰り返す
- ・約3年間、新規負傷部位の追加、治癒を繰り返し、毎週1回の受療を継続
- ・過去7年間に渡り、同じ施術所で受療。その施術期間中は2～3カ所の負傷名を3～6か月毎に変えて新規・継続治療・治療を繰り返す
- ・R3.6～ほぼ毎月受診。負傷部位…R7.5右足関節捻挫・右大腿部挫傷。R7.6腰部捻挫・左股関節捻挫・左下腿部挫傷R7.7腰部捻挫・左股関節捻挫・左下腿部挫傷。R7.8右手関節捻挫・左趾関節捻挫。R7.9右手関節捻挫・左趾関節捻挫・左肩関節捻挫
- ・毎月途切れることなく負傷部位を変えて通院が継続されている
- ・夫の介護によるケガが原因で長期施術。領収書と請求内容を突き合わせした結果、4ヶ月毎に初検料を健保に請求してきたが、毎回定額で施術を受けていた為、不支給

Ⅲ. 部位転がし、初検料及び再検料の在り方

2. 初検料の算定ルール

○初検料の主な算定ルールは以下のとおり（柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項（通知）より）

	内容	初検料の算定可否
1. 同一月内の新たな負傷	以前の負傷が治癒した後、同じ月に別の負傷が発生し施術を行った場合	算定可
2. 施術継続中に別負傷が発生	施術中の負傷とは別に新たな負傷が発生し初検を行った場合	初検料は1回のみ算定可（1回目の初検時に算定）
3. 同時に2つ以上の負傷で初検	同一の施術所において同一の患者に2以上の負傷により同時に初検を行った場合	初検料は1回のみ算定可（施術者が複数であっても同様）
4. 施術中止後1月以上の経過	患者が任意に施術を中止し、1月以上経過した後、再び同一の施術所において施術を受けた場合	同一負傷であっても、再度、初検料を算定可（「1月」は暦月により計算）

Ⅲ. 部位転がし、初検料及び再検料の在り方

3. 初検料の関係通知

柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項（通知）抄

第2 初検料及び初検時相談支援料

- 1 患者の負傷が治癒した後、同一月内に新たに発生した負傷に対し施術を行った場合の初検料は算定できること。
- 2 現に施術継続中に他の負傷が発生して初検を行った場合は、それらの負傷に係る初検料は合わせて1回とし、1回目の初検のときに算定するものであること。
- 3 同一の施術所において同一の患者に2以上の負傷により同時に初検を行った場合であっても、初検料は1回とすること。この場合、施術者が複数であっても、初検料は合わせて1回のみとすること。
- 4 患者が任意に施術を中止し、1月以上経過した後、再び同一の施術所において施術を受けた場合には、その施術が同一負傷に対するものであっても、当該施術は初検として取り扱うこと。
なお、この場合の1月の期間の計算は暦月によること。すなわち、2月10日～3月9日、7月1日～7月31日、9月15日～10月14日等であること。
- 5 同一の患者について、自費施術途中に受領委任の取扱いができることとなった場合は、同一の負傷に関するものである限り、その切り替え時の施術について初検料は算定できないこと。その際、施術録及び支給申請書の「摘要」欄に「○月○日自費初検、○月○日健保被保険者資格取得」等の記載をしておくこと。
なお、保険種別に変更があった場合も同様とすること。その際、施術録及び支給申請書の「摘要」欄に「○月○日初検、○月○日保険種別変更による健保被保険者資格取得」等の記載をしておくこと。
- 6 患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認むべき徴候のない場合は、初検料のみ算定できること。

【部位転がしについて】

・今後、電磁的な審査の基準として取締りや調査をする場合は、公平公正な人選で組織した審査検討運営協議会の設置を要望する。また、部位転がしの疑いが強い場合は、傾向審査として負傷原因と通院状況を施術録から確認し、重点審査を行って、保険者、学識経験者、施術者から成る異なった視点での運営協議会が承認した面接確認等で判断する必要があると思っている。

・健保連が調査した今までの分析傾向からすると、通算6か月以上、6部位以上を施術している患者は、部位転がしをやっている疑いがあるパターンではないか。ここに網をかけると大体部位転がしの対象になるということが定義できるのではないかと思われる。このため、患者ごとの償還払いの類型に追加するのであれば、例えば通算6か月以上、6部位以上の方を対象にするというのも1つの考え方ではないかということ提言したい。それから、初検料はほとんどの方が年間2回である。初検料を3回取る、要は4か月に1回はけがをする、という方は部位を転がしている疑いがあるのではないかということで、初検料も見ていく必要があるというのがこの分析の総括となる。

部位転がしに関しては、それを抑制するような対応が全く取られていないのが現状なので、令和8年度改定で何らかの対応を取る必要がある。一つは、2年前からの引継ぎ事項で、患者ごと償還払いに部位転がしが疑われる類型を追加するという。もう一つは、制度上の逡減対応が必要ではないかということで、初検料、再検料、施療料などは、ある一定程度の部位とか、施術が継続される場合には逡減を入れていくべきではないかということで、この2点を料金改定の中で同時に議論していただきたい。

・部位転がしについては、定義づけをしなければ難しいと思う。保険者さんの考え、柔整師の考え方が当然あるので、部位転がしに対する方策を検討専門委員会で決定するならば、定義を明確なものにしていかなければならないと思う。

【初検料・再検料について】

・再検料の複数回算定を要望させていただきたい。なぜなら、柔道整復師というのは毎回再検をしているが、今の料金体系だと初検後の1回だけしか再検料の算定は認めていただけていない。再検というのは、まず整骨院に入ってから来たところから歩き方を見たり、姿勢を見たり、患者の安全管理と適切な施術には不可欠な行為。ところが、初検後の1回しか算定が許されていない現状について、ほかの医療保険制度と比較しても、それを説明し得る根拠があまりない。初検の後、1回の再検料は今も認められているが、その後、2回足して、合計3回の再検料をお認めいただけないかと思っている。最も見立てを誤ってはならない初めの時期にしっかり柔道整復師に再検をしてもらうという観点から、このような料金改定を要望したい。

4

IV. 温罨法料・冷罨法料・電療料の在り方

IV. 温罨法料・冷罨法料・電療料の在り方

1. 温罨法・冷罨法・電療とは

温罨法

(温める)



- ・ 血行促進により痛みやこりを緩和
- ・ 温湿布、ホットパックなどを使用

冷罨法

(冷やす)



- ・ 急性炎症の抑制、痛みの軽減
- ・ アイシング、冷湿布などを使用

電療

(電気治療)



- ・ 電気刺激で痛みを和らげる
- ・ 低周波・干渉波・マイクロカレントなど

IV. 温罨法料・冷罨法料・電療料の在り方

2. 温罨法料・冷罨法料・電療料の算定方法

	温罨法料	冷罨法料	電療料
算定額	1回につき 75円	1回につき 85円	1回につき 33円
算定できる期間／できない期間	算定できない期間（除外期間）： ・骨折/不全骨折：受傷日から7日間は除外 ・脱臼/打撲/捻挫：受傷日から5日間は除外	算定できる期間： ・骨折/不全骨折：受傷日から7日間に限る ・脱臼：受傷日から5日間に限る ・打撲/捻挫：受傷日又はその翌日の初検日に限る	算定できない期間（除外期間）： ・骨折/不全骨折：受傷日から7日間は除外 ・脱臼/打撲/捻挫：受傷日から5日間は除外
要件	・骨折/不全骨折の受傷日から8日以上、又は、脱臼/打撲/捻挫の受傷日から6日以上経過していても、整復/固定/施療を行った初検の日は算定できない。 ※初検日から後療のみを行う場合は算定可		・柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、低周波、高周波、超音波又は赤外線療法を行った場合に算定可。
共通の算定ルール	部位数が3部位以上： ・3部位目は所定額の60%で算定。4部位目以降は3部位目までの料金に包含。 長期施術の逡減： ・初検月から5ヶ月超の場合、所定額の75%で算定。 ・5ヶ月超かつ1月10回以上施術の場合、所定額の50%で算定（75%相当額との差額は徴収可） 5ヶ月超かつ3部位以上の特例： ・5ヶ月超かつ継続して3部位以上の施術を行った場合、所定の届出を行った施術所に限り、上記の方法に代わり、部位数に関係なく、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料として1回1200円を算定（費用の範囲で超過請求可）。		

【温電法料・冷電法料・電療料について】

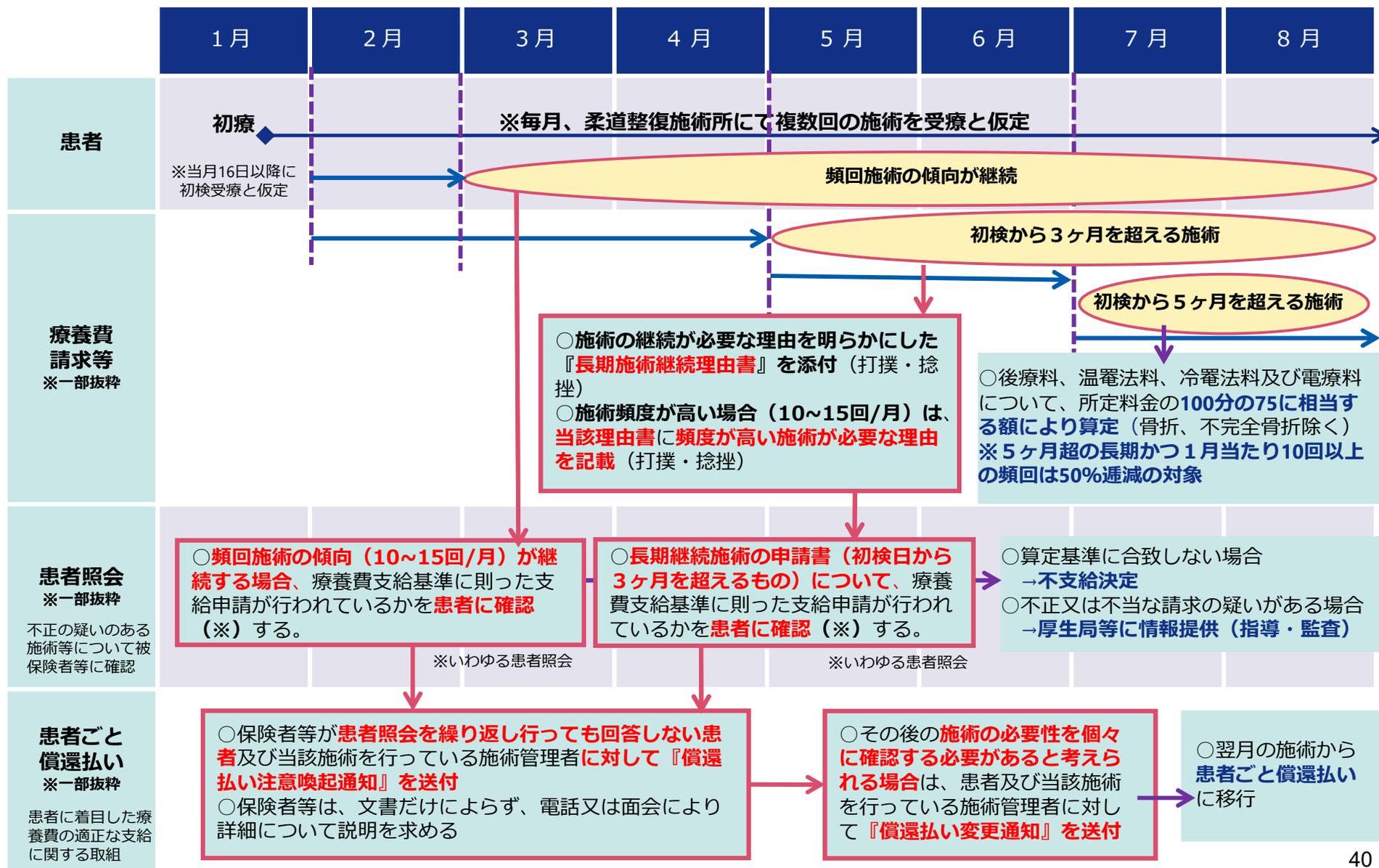
・電法・電療のいわゆる待機期間について、現在は5日間の待機、7日間の待機があるが、現場の柔整師から言うと、初検の翌日から電療をしていないのか、電法を全くしていないのかというと決してそのようなことはなく、待機期間でも私どもは患者さんに対して治療を促すために冷電法・温電法をやっているのです、まず待機期間の撤廃。また、冷電法・温電法という種類があるが、それを電法として、その選択は患者さんの状態を見て、施術者の判断にらせていただきたい。

V. 長期・頻回施術、

患者ごとの償還払いへの変更

V. 長期・頻回施術、患者ごとの償還払いへの変更

1. 長期・頻回施術に関する主な規定等のイメージ



V. 長期・頻回施術、患者ごとの償還払いへの変更

2. 長期・施術に係る療養費の逓減のイメージ

10回

1月当たりの施術回数が10回未満の患者

1月当たりの施術回数が10回以上の患者

療養費算定
(逓減なし)

7.5割相当

※初検から5ヶ月を超えて施術を受けている患者(骨折・不全骨折を除く)

5割相当

※初検から5ヶ月を超え、かつ、1月当たり10回以上の施術を継続して受けている患者(骨折・不全骨折を除く)(注)

受領委任の一部負担金とは別に患者から徴収可能とする部分

(注) 患者ごと償還払いの対象者となる長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者

V. 長期・頻回施術、患者ごとの償還払いへの変更

3. 患者ごとに償還払いに変更できる事例

現在の「患者ごとに償還払いに変更できる事例」

○受領委任協定・取扱規程（通知）抄

第9章 患者ごとの償還払いへの変更

（保険者等の行う通知・確認等）

46 保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第5号の2とすること。

(1) 保険者等は、被保険者及び被扶養者に対して、患者ごとの償還払いへの変更の対象となる患者類型等について予め周知すること。

(2) 保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知（様式第9号及び第9号の2を標準とする。）を送付すること。

- ① **自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者**
- ② **自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者**
- ③ **保険者等が、患者に対する35の照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者**
- ④ **複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者**
- ⑤ **長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（算定基準の備考4. ただし書に規定する場合に該当する患者）**

(3)～(5) (略)

○算定基準（通知）抄

備考4.（前略）ただし、初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月）以降の連続する5か月以上の期間において1月につき10回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を行っていた場合は、当該連続する5か月の翌月以降に行う施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について、所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の50に相当する額により算定する。（後略）

V. 長期・頻回施術、患者ごとの償還払いへの変更

4. 患者ごとに償還払いに変更できる事例

長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者について

- 令和6年度改定において、患者ごと償還払いの対象者となる類型に「長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者」を加え、その対象範囲については、初検から5ヶ月を超えて、かつ、1月あたり10回以上の施術を継続して受けている患者の施術とした。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	13月	14月	15月	16月	17月	18月	19月~
1回 ~ 9回	患者照会の長期施術対象患者（初検日から3ヶ月を超える施術を受けている患者）																		
	長期施術に係る費用逡減の対象範囲（初検日から5ヶ月を超える施術）																		
	患者照会の頻回施術対象患者（1月あたり10~15回の施術を継続して受けている患者）																		
	長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者 （初検日から5ヶ月を超えて、かつ、1月あたり10回以上の施術 を継続して受けている患者）※																		
10回	長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者 （初検日から5ヶ月を超えて、かつ、1月あたり10回以上の施術 を継続して受けている患者）※																		
11回																			
12回																			
13回																			
14回																			
15回																			
16回																			
17回																			
18回																			
19回																			
20回 ~																			
※長期・頻回受療に係る料金適正化において後療料、温電法料、冷電法料及び電療料が、所定料金の100分の50に相当する額により算定される患者																			

V. 長期・頻回施術、患者ごとの償還払いへの変更

5. 患者ごとの償還払いへの変更の実施状況

○柔道整復療養費の運用状況、業務処理状況及び審査内容等に関する調査において、患者ごとの償還払いへの変更の実施状況について調査を行った。

○調査対象保険者数：市町村国保 141程度（※）、後期広域連合 47、協会けんぽ（支部） 47、健保組合 58

※市町村国保については、都道府県ごとに回答対象となる市町村を2～3ヶ所選定しており、最大で141ヶ所となる

患者ごとの償還払いへの変更の実施状況

制度	自己施術	自家施術	患者照会 無回答	複数施術所で 重複施術	長期頻回	合計	回答数
市町村国保	0	2	0	0	0	2	123
後期広域連 合	0	0	0	0	0	0	45
協会けんぽ (支部)	0	0	0	0	0	0	47
健保組合	0	0	0	0	1	1	45

※償還払いへの変更を実施したケースのみが含まれ、注意喚起を実施した件数については含まれていない。

【長期・頻回施術、患者ごとの償還払いへの変更について】

・（前回改定において）患者ごとの償還払いの類型追加として、長期・頻回が出されたが、果たしてこれが実効性のある改定だったのかというのは検証していかなければいけない。これも頻度調査で出していただきたいが、前回導入した「5か月超、月10回以上」で遡減されているのがどれぐらいの割合なのか、ここに多くの方が適合しているのかどうかということを見てみたいし、かなり実効性のない基準になっており、これによって償還払いになった患者は皆無に近いというのが感想。果たしてこういうものが実効性のある対応なのだろうかということも頻度調査の結果などを見ながら、ぜひこの場で検討していきたい。

・償還払いの変更できる事例について、皆無だというお話があった。協会けんぽにおいても、制度としてはあっても、実際に変更した事例はなかった。しかし、それに至る前に警告をすることによって、施術者様のほうで改めていただいて、償還払いに変更するところまで至らなかったということはあった。



VI. その他



VI.その他

1.自己施術と自家施術

(参考) 医療保険制度における自己施術と自家施術

制度	自己診療（施術）	自家診療（施術）
健康保険法等	<p>現行の医療保険制度は、被保険者に対して診療を行う場合についての規定であるとされていることから、自己診療を保険診療として行うことについては、現行制度下では認められていない。</p> <p>※健康保険法第63条「被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。」</p> <p>※医師法第17条「医師でなければ、医業をなしてはならない」</p>	<p>禁止規定なし ⇒保険者によって支給不支給の対応が異なる。</p> <p>※医師が被保険者となる医師国保組合においては、自家診療については請求を行わないものとしている。</p>
柔道整復療養費	<p>療養費の支給対象外 ⇒受領委任の場合には、その後の受領委任の取扱いを中止し、償還払いに変更可</p> <p>※「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」(令和4年3月22日事務連絡)問5</p>	<p>禁止規定なし ⇒受領委任の場合には、その後の受領委任の取扱いを中止し、償還払いに変更可</p> <p>※「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日保発0524第2号)</p>
あんまマッサージ指圧、はり・きゅう療養費	<p>療養費の支給対象外</p> <p>※医科並びと解釈しているが、明文の規定がない。</p>	禁止規定なし

○自己施術

- ・「保険診療の理解のために【医科】（令和7年度）」（厚生労働省保険局医療課医療指導監査室）において、「医師が、自身に対して診察し治療を行うことを『自己診療』といい、健康保険法等に基づく現行の医療保険制度は、被保険者、患者（他人）に対して診療を行う場合についての規定であるとされていることから、自己診療を保険診療として行うことについては認められていない。保険診療として請求する場合は、診療を受ける医師自身が勤務する保険医療機関であっても、他の保険医に診察を依頼し、診療を受ける必要がある。」とされている。

○自家施術

- ・「保険診療の理解のために【医科】（令和7年度）」（厚生労働省保険局医療課医療指導監査室）において、「医師が、医師の家族や従業員に対し診察し治療を行うことを『自家診療』という。自家診療を保険診療として行う場合については、加入する医療保険制度の保険者により取扱いが異なるようである。認められる場合についても、診療録を作成し、必ず診察を行い、その内容を診療録に記載し、一部負担金を適切に徴収するのは当然である。無診察投薬、診療録記載の省略、一部負担金を徴収しない等の問題が起りやすいため、診察をする側、受ける側ともに注意が必要である。」とされている。
- ・また、東京都医師国民健康保険組合の規約において
「（保険請求の制限）第60条
組合員及び組合員の属する保険医療機関の開設者（以下「開設者」という。）は、次に掲げる場合、この組合に対して療養に要した費用について請求を行わないものとする。
 - 一、組合員又は開設者及びその世帯に属する被保険者が、当該組合員又は開設者が開設する保険医療機関から療養を受けたとき。
 - 二、組合員又は開設者の世帯に属する被保険者が、その世帯に属する者の療養を受けたとき。
 - 三、組合員及びその世帯に属する被保険者が、当該組合員の勤務する保険医療機関から療養を受けたとき。」とされている。

【参考】

○「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日 保発0524第2号）（抜粋）

別紙

第9章 患者ごとの償還払いへの変更

（保険者等の行う通知・確認等）

46 保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第5号の2とすること。

(1) 保険者等は、被保険者及び被扶養者に対して、患者ごとの償還払いへの変更の対象となる患者類型等について予め周知すること。

(2) 保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知（様式第9号及び第9号の2を標準とする。）を送付すること。

① 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者

② 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者

③～⑤ （略）

(3)～(5) （略）

○「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」（令和4年3月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抜粋）

（問5）「自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者」とあるが、自己施術に係る療養費の取扱いはどうなっているか。当該患者の償還払いへの変更の趣旨は何か。

（答）

自己施術については、療養費の支給対象外である。「自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の支給申請が行われた柔道整復師である患者」に対する施術について、その後の施術の必要性を個々に確認するため、保険者等が、一定の手続きにより、当該患者に対する施術を償還払いに変更することができることとするものである。

Ⅵ.その他

2. 施術管理者の要件

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」 (平成30年1月16日付け保発0116第2号別紙1)抄

柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について（施術管理者の要件に係る取扱）

2 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間

施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間は、次の事項の全てを満たすものとする。

- (1) ～ (2) (略)
- (3) 受領委任通知別添1別紙第2章9の受領委任の届け出又は別添2第2章9の受領委任の申し出に必要となる柔道整復師実務経験の期間は、3年以上（うち、保険医療機関で従事した期間は2年まで）とすること。
- (4) 略

受領委任協定（通知）抄

別添1別紙 第1章 総則

5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知）の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、3年以上（うち、保険医療機関で従事した期間は2年まで）柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。

受領委任取扱規程（通知）抄

別添2 受領委任の取扱規程 第1章 総則

5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知）の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、3年以上（うち、保険医療機関で従事した期間は2年まで）柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。

【自己施術・自家施術について】

・患者ごとの償還払いの類型が5つあり、この中の1番と2番に自己施術と自家施術があるが、よく見るとこれは患者ごとの償還払いの対象ではなく、不支給だろうと思う。患者ごとの償還払いという次元ではないと思うので、これは類型として妥当なのかということもぜひ検討していただきたい。

【施術管理者の要件について】

・施術管理者の要件である実務経験について、現在は3年だが、2年という方向で議論していただけるように提案したい。

施術管理者を設置した大きな理由として、養成施設を卒業して国家試験に合格すると、即開業する人たちが以前は多かった。柔道整復の臨床現場のこと、療養費のこと、そして、受領委任の取扱いなどを全く理解しないで療養費の申請をして大きな社会問題となった。それを受けて、平成30年から受領委任の取扱いを行う施術所には施術管理者を一人置くこととされ、実務経験3年、2日間、16時間の研修が施術管理者の要件とされることとなった。また、柔道整復師養成施設のカリキュラムの改正も行われ、臨床実習が4単位、社会保障制度と柔道整復師の職業倫理などが追加された。

施行から約10年がたっており、養成施設の臨床実習で患者対応術について、社会保障制度の中で受療委任払いについて学び、さらに倫理学の学習も、既にカリキュラムに組み込まれて学習済みであることから、実務経験で重畳的に学習する必要性はないのではないか、それよりも実務経験期間にどのようなことを習得するのかということが大切なのではないかと思っている。

さらに、現在、開業予定者が減少している中で、地域貢献のため、少しでも開業しやすくしていくことが私ども業界の発展につながるのではないかという観点から、実務経験の3年間で2年間に短縮してはどうかと提案させていただく。